

新型コロナウイルス感染症による医院経営への影響で困った時は

全国保険医団体連合会

新型コロナウイルス感染症の拡大が医療機関の診療と経営に打撃的な影響を与えています。国民の健康を守るためにも、医師・歯科医師やスタッフの生活を守るためにも、感染症拡大の影響で医院経営が脅かされることはあってはなりません。

経営維持に使うことができる助成制度や融資制度などの概要まとめました。状況に応じて、ご活用を検討ください。

また、お困りの際はご加入の保険医協会・医会、または保団連までご相談ください。

*** 新型コロナウイルスの影響に関わる助成制度などは日々変わっています。最新の情報はホームページなどでご確認ください。**

*** 国等による制度の他、地方自治体が独自に休業補償や助成をしている場合もあります。所在地の自治体の情報もご確認ください。**

Q. 小学校の休校により、子どもの世話のため出勤できない職員がいます。どのように対応したらいいですか。

A. 小学校の臨時休校等に伴う保護者の休暇取得を支援するための助成を活用しましょう。

2020年2月27日から6月30日までの間に、対象の職員に対して、年次有給休暇とは別に賃金全額を支払う有給の休暇を与えた場合、支払った賃金が8,330円を上限に助成されます。なお、休暇は半日単位、時間単位であっても対象となります。

小学校休業等対応助成金	
期間	2020年2月27日～6月30日
対象者	次の①または②の子どもの世話を保護者として行うことが必要な労働者に、有給（賃金全額支給）の休暇（年次有給休暇とは別）を取得させた事業主。 ①臨時休業等をした小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子供など、小学校等を休む必要がある子ども
助成内容	対象の労働者に支払った賃金相当額の全額（上限8,330円）
詳細情報	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyu_fukin/pageL07_00002.html
問い合わせ	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター TEL：0120-60-3999 （受付時間 9：00～21：00）

Q. 診療収入が維持できず、職員への給与の支払いも困難です。このままでは解雇せざるを得なくなりますが、どうしたらよいでしょうか。

A. 雇用維持のため、「雇用調整助成金」の特例措置により賃金の支払いに対して助成を受けることができます。

診療収入等が前年同月比で5%以上減少しており、一定以上の規模で計画的に、休業手当を支払って従業員を休業させた場合に、8,330円を上限に賃金相当額の4/5が助成されます。解雇を行っていない等の一定の要件を満たす場合には、9/10が助成されます。

雇用調整助成金 緊急対応期間中の特例（中小企業の場合）	
期間	2020年4月1日～6月30日（緊急対応期間）*1月24日以降の休業が対象
生産指標要件	最近1か月の売上高等が前年同月比5%以上減少
助成内容	休業中の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の <u>4/5</u> 解雇等をしていないなど要件を満たす場合には <u>9/10</u> （対象労働者1人1日当たり <u>8,330円</u> が上限） * 特例については、雇用保険被保険者でない労働者、週20時間未満のパート、アルバイト等への支払いも対象になる。
	休業中に教育訓練（自宅でインターネット等を用いた教育訓練を含む）を実施した場合、2,400円を加算（加算は雇用保険加入者のみ対象）
支給日数	通常1年間100日。ただし、緊急対応期間中の休業は別枠
詳細情報	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyu_fukin/pageL07.html
問い合わせ	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999（受付時間 9：00～21：00）

Q. 診療収入が大きく減少しています。経費全般に充当できる支援制度などがありますか。

A. 「持続化給付金」により法人200万円、個人100万円の給付を受けることができます。

持続化給付金（詳細は未定）	
要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業主
給付額	法人200万円、個人100万円（昨年1年間の売上からの減少分を上限とする）

詳細情報	https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf
問い合わせ	中小企業 金融・給付金相談窓口 0570—783183（平日・休日 9:00～17:00）

Q. 資金繰りが悪化して困っています。運転資金などで活用できる融資制度などはありますか。

A. 日本政策金融公庫や独立行政法人福祉医療機構が有利な特別融資を実施しています。また、借入にあたっては信用保証協会による特別の保証を受けることができる制度があります。

【融資制度】

独立行政法人福祉医療機構 医療貸付	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者や従業員が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合 ・施設利用者や従業員が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合 ・新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて休業した場合 等
限度額	4,000万円（診療所）
利率	当初5年間は無利子、6年目以降0.2%（保証人不要制度利用時+0.15%）
返済期間	10年以内（据置期間5年以内）
担保	無担保
詳細情報	https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/
問い合わせ	東日本：福祉医療機構 医療審査課 融資相談係 TEL：03-3438-9940 西日本：大阪支店 医療審査課 融資相談係 TEL：06-6252-0219

日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付	
要件	<p>最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少</p> <p>* 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等</p> <p>最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少</p> <p>(1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高、(2) 令和元年12月の売上高、(3) 令和元年10月から12月の平均売上高</p>
融資限度額	6,000万円

利率	3000万円までは融資後3年後までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率 * 基準利率 1.36~1.65 「特別利子補給制度」により要件を満たす場合、当初3年は実質無利子
返済期間	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内（それぞれ据置期間5年以内）
担保	無担保
詳細情報	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html
問い合わせ	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL：0120-154-505 またはお近くの支店

【信用保証制度】

セーフティネット保証制度 4号：突発的災害	
内容	経営安定資金を対象に、一般保証とは別枠で信用保証協会が借入債務の100%を保証（保証限度額2億8000万円）
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地域で1年間以上継続して事業を行っていること（新型コロナウイルス感染症では全都道府県が指定されています）。 ・ 原則として最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること
セーフティネット保証制度 5号：業況の悪化している業種	
内容	経営安定資金を対象に、一般保証とは別枠で信用保証協会が借入債務の100%を保証（保証限度額2億8000万円）
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。 ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可
詳細情報	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm
問い合わせ	中小企業金融相談窓口 TEL：03-3501-1544(直通) または最寄りの信用保証協会

Q. 一時的に資金繰りが悪化し、借り入れの返済が困難です。どうしたらいいでしょうか。

A. 借入先の金融機関、または金融庁の相談窓口にご相談しましょう。

金融庁は金融機関に対し、返済猶予などの柔軟な対応を行うよう求めています。借り入れ先、または次の金融庁の相談窓口にご相談しましょう。

【金融庁 新型コロナウイルスに関する相談ダイヤル】

0120-156811（フリーダイヤル） ※IP 電話からは 03-5251-6813

（受付時間；平日 午前 10 時～午後 5 時）

Q. 一時的に資金繰りが悪化し、予定していた納税が困難になりました。どうしたらいいでしょうか。

A. 納税猶予の「特例制度」が現在審議中です。成立すれば、要件を満たす場合担保不要、延滞税なしで納付猶予を受けることができます。

国税庁の案では、次の①②をいずれも満たす場合が対象とされています。

①新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少していること。

②一時に納税を行うことが困難であること。

対象税目は所得税、消費税、法人税などほぼすべての国税とされています。なお、既に納期限を過ぎている未納の国税も、遡って特例の対象となるとされています。

申請等の手続等詳細は、関連法案成立後に次のページで案内するとされていますので、申請を検討される先生はご確認ください。https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

Q. 収入減少により、テナントの賃料支払が困難です。どうしたらいいでしょうか？

A. 賃料にかかる助成等は現在ありません。物件所有者等への税務上の措置などが行われており、個別に猶予や減免等を相談することとなります。

国交省は賃貸物件の所有者等に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の減免等を行った場合に、損失額の損金算入や国税・社会保険料の納付猶予などの取り扱いを示しています。賃料滞納等によって事業継続が困難になることがないようにとの趣旨で物件所有者への措置がはかられていますので、個別に相談いただくこととなります。



全国保険医団体連合会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-5-5 新宿農協会館ビル 5 階

TEL : 03-3375-5121 FAX : 03-3375-5120 <https://hodaanren.doc-net.or.jp>